

議案第94号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員のサービスの宣誓の特例を定める必要があるので、本案を提出する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。